

認 定 証



東京都港区芝大門一丁目 1 番 30 号
一般社団法人自動車再資源化協力機構
代表理事 嶋村 高士 殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する第 9 条の 9 第 6 項の変更の認定を受けた
者であることを証する。

令和 4 年 12 月 7 日

環境大臣 西村 明宏



記

1. 認定の年月日 平成 30 年 1 月 30 日
2. 認定番号 第 274 号
3. 産業廃棄物の種類
 - ・一般社団法人自動車再資源化協力機構に加盟する企業が製造又は販売した自動車及び原動機付自転車に搭載されたりチウムイオンバッテリーが産業廃棄物となったもの
 - ・一般社団法人自動車再資源化協力機構に加盟する企業が自ら又は他人に委託して製造した製品（自動車及び原動機付自転車を除く。）に搭載されたりチウムイオンバッテリーが産業廃棄物となったもの
4. 処理を行う区域
全国